

議会運営委員会協議結果

日時：令和8年8月20日（木）

午前 9時30分 開議

午前11時15分 散会

場所：委員会室

1. 第5回半田市議会定例会について

(1) 会期中の日程等について（資料1、P1）

8月27日（木）から10月6日（火）の41日間

一般質問通告6名

日程	午 前	午 後
8月27日（木）	1名（有留）	3名（岩田、坂井、伊藤）
8月28日（金）	2名（麻生、中村）	

(2) 付議事件及び委員会付託について（資料2、P2～）

(3) 討論の通告締切について

議案第68号・第69号に対する討論通告締切

8月27日（木）午前8時45分

上記議案以外・決算議案以外の議案に対する討論通告締切

9月 3日（木）午後4時00分

決算議案に対する討論通告締切

10月 2日（金）午後4時00分

委員長（沢田 清）（1）から（3）を一括で行います。

局長（新美恭子）（1）会期日程等については、資料1のとおり、会期は8月27日から10月6日の41日間です。一般質問を行う議員は6名で、初日27日は決算議案以外の議案上程がありますので、一般質問は午前1名、午後3名、28日は午前2名となり、期間は2日間で終わります。一般質問項目の修正および補足映像の提出は、本日午後3時までです。

一般質問終了後、決算議案以外の質疑、委員会付託を行い、28日の本会議は終了です。本会議終了後、予算委員会を開催し付託案件を分科会へ分割送付する予定としています。

8月31日、9月1日は休会とし、2日午前9時30分から総務分

科会・総務委員会、午後１時３０分から文教厚生分科会・文教厚生委員会、翌３日午前９時３０分から建設産業分科会・建設産業委員会を開催し、午後１時３０分から予算委員会で採決を予定しています。

９月７日は、委員会付託された議案の委員長報告があり、質疑、討論の後に採決です。その後、決算議案を上程し、質疑、委員会付託を行います。本会議終了後に決算委員会を開催し分科会へ分割送付する案です。

９月８日（火）から１５日（火）までの間は、総務委員会、文教厚生委員会、建設産業委員会の事業評価の時間を取っております。

９月１６日（水）、１７日（木）は各分科会での決算審査があり、１８日（金）午後１時３０分から決算委員会での総括質疑、採決を行います。

アジア競技大会期間である９月１９日（土）から１０月４日（日）は休会、１０月５日（月）に議会運営委員会を開催し、６日（火）は今会期の最終日であり、決算議案に対する討論、採決です。

（２）付議事件及び委員会付託は、資料２のとおりです。議案第６８号、第６９号は人事案件であり、委員会付託を省略し、１件ずつ上程、質疑、討論、採決を行います。採決は電子採決です。

（３）討論の通告締切は、人事案件である議案第６８号、第６９号は８月２７日（木）午前８時４５分、人事案件・決算議案以外の議案は、９月３日（木）午後４時、決算議案は１０月２日（金）午後４時です。

委員長（沢田 清）局長の説明のとおりでよろしいですか。

《 了承 》

委員長（沢田 清）８月２７日、議案第６８号、第６９号に対する討論通告締切後は、議会運営委員会を開かず、通告の有無をトークでお知らせするという事でよろしいですか。

《 了承 》

２．陳情について（資料３－１～３－３、Ｐ４～）

陳情 番号	陳情件名	送付委員会
----------	------	-------

15 資料 3-1	固定資産税誤徴収に関する陳情書	総務委員会 (意見陳述あり)
16 資料 3-2	町内会における令和8年度役員選挙手続の不適正および市民協働課の不作为に関する調査と是正措置を求める陳情書	総務委員会 (意見陳述あり)
17 資料 3-3	「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書	文教厚生委員会 (意見陳述なし)

局長（新美恭子）陳情が3件提出されています。陳情第15号、第16号は意見陳述の希望があります。送付先の委員会は記載のとおり予定しています。ご協議をお願いします。

委員長（沢田 清）送付先委員会は、記載のとおりでよろしいですか。

《 了承 》

3. 令和8年度協議事項について（資料4～、P41～）

委員長（沢田 清）協議題3.「令和8年度協議事項について」は、最後に協議します。

4. その他

（1）議会運営委員会の開催について

9月 3日（木）予算委員会終了後 委員会室
9月 4日（金）午前10時00分 委員会室
9月18日（金）決算委員会終了後 委員会室
10月 5日（月）午前 9時30分 委員会室
10月13日（火）午前10時00分 委員会室

局長（新美恭子）9月3日は議会運営委員会・懸案事項の協議、9月4日は決算議案以外の議案の審査結果と採決方法の確認、9月18日は議会運営委員会・懸案事項の協議、10月5日は決算議案の審査結果、採決方法の確認と、議会運営委員会・懸案事項の協議がありますので開始時間を

9時30分に早めて開催、10月13日は議会運営委員会・懸案事項の協議です。

委員長（沢田 清）局長の説明のとおりです。

（2）全員協議会の開催について

8月20日（木）午後1時30分 全員協議会室
10月 5日（月）午後1時30分 全員協議会室
11月10日（火）午後1時30分 全員協議会室

局長（新美恭子）本日8月20日は9月定例会の議案説明と懸案事項の報告です。10月5日、11月10日は懸案事項の説明です。懸案事項がなければ中止となります。

委員長（沢田 清）局長の説明のとおりです。

（3）議員勉強会の開催について

10月6日（火）午前10時30分から（本会議後） 場所 全員協議会室

局長（新美恭子）本会議最終日の本会議後に議員勉強会を予定しています。テーマは、「名鉄河和線連続立体交差化事業」に関することです。

（4）半田市職員旅費のてびき改定に伴う費用弁償、政務活動費への影響について
（資料5、P47～）

局長（新美恭子） ≪資料5をもとに「半田市職員旅費のてびき」改正内容を説明≫
資料3項番3.に記載のとおり、半田市職員旅費のてびきの改正にあわせて、政務活動費運用指針のタクシーに関する記載の変更を提案させていただきます。現在は、[改正前]として記載のとおり決めています。職員旅費のてびきに明記されましたので、政務活動費運用指針では、職員の旅費支給に準拠する、と改正したいとするものです。ご協議お願いいたします。

委員長（沢田 清）旅費の計算方法が変更になりましたので理解していただいて、政務活動費の視察の場合など間違えないようお願いします。

タクシー利用の運用が旅費のてびきに明記されましたので、政務活動費運用指針のタクシー利用に関する記載を削除し、職員の旅費

に準ずることとしてよろしいですか。

《 了承 》

(5) 政務活動費を活用した行政視察における単独行動について

局長（新美恭子）政務活動費での視察（調査研究）について、10月15、16日に議員7名で福岡県福岡市、鹿児島県鹿児島市への視察を予定しており、行きは全員が新幹線で福岡市へ向かい、帰りは鹿児島空港からセントレアで飛行機の移動となります。参加議員のうち榊原瑞輝議員は、健康上飛行機に搭乗することができないため、帰路の際に一人陸路で移動する必要があります。政務活動費は2人以上での行動という決まりがある中で、全体の行程から離れ、一人で視察地から半田市へ帰って来ることにについて、ご協議ください。議会運営委員会で認めていただければ政務活動費管理委員会にあげていきます。

榊原瑞輝議員の飛行機搭乗不可については、令和6年10月の総務委員会の視察の際に協議されており、その際に医師から提出してもらった説明書類を確認しております。

委員（石川英之）鹿児島県から飛行機で帰ってくる旅費は、1万円程の搭乗券が取れました。新幹線等での陸路の旅費は、2万8千円程です。政務活動費運用指針（複数での行動）を守るなら、榊原議員にもう一人と一緒に行動するのですが、税金である旅費の支出を抑えるためにも、今回のケースは特例として認めていただけたらと思います。

委員長（沢田 清）常任委員会（総務委員会）の視察の際、今回同様のケースを認めたことがありました。今回は政務活動費での視察です。しばらく休憩します。

9時48分 休憩

9時50分 再開

委員長（沢田 清）再開します。今回のケースも、以前のケースと同様にやむを得ないケースとして、認めることでよろしいですか。

《 了承 》

委員長（沢田 清）今後もこうしたイレギュラーなケースが発生した場合は、都度、議会運営委員会で協議していきます。

(6) アプリ等のアップデートについて

局長（新美恭子）タブレット端末の CLOMOMDM のポータル画面で、未実施のアップデートがないか確認していただき、未実施のものはアップデートを実施してください。iPadOS についても、アップデートがまだの方は実施しておいてください。アップデートの方法は、本日中に掲示板にてご案内します。

(7) ICカードの確認について

10月6日（火）までに事務局へ提示

局長（新美恭子）確認のため、9月議会最終日である10月6日（火）までにICカードを事務局へ提示してください。なお、事務局にて保管しているカードは事務局で確認しますので、提示は不要です。

(8) 半田東高校との交流会について

令和9年2月2日（火）午後2時15分から午後3時05分まで（50分間）

委員長（沢田 清）半田東高校との交流会について、議会PR委員会委員長から報告をお願いします。しばらく休憩します。

9時51分 休憩

《議会PR委員長（岩田玲子）から説明》

9時53分 再開

委員長（沢田 清）再開します。議会PR委員長からの報告のとおりです。全議員の協力が求められております。予定しておいてください。

(9) 安否報告訓練の実施について

実施日 9月1日（火）から9月10日（木）の間に1回

実施内容 LINE WORKS トーク【💡 安否報告 💡】を使用

①事務局から発災のメッセージ送信

②議員は安否、所在、連絡先をメッセージ送信

局長（新美恭子）安否報告訓練を実施します。９月１日（月）から９月１０日（木）の間に、事務局から LINE WORKS トークで発災想定のお知らせをお送りします。発災想定のお知らせを受け取られたら、議員は安否、所在、連絡先をトークに返信していただきますようお願いします。実際に災害が起きた際には、事務局から発災の連絡はしませんので、「半田市議会災害対応マニュアル」に基づき、震度５弱以上の地震が発生した場合は、２４時間以内に議員自ら安否の報告をお願いします。

委員長（沢田 清）局長の説明のとおりです。よろしくお願いします。

（１０）その他

議長（澤田 勝）小出義一議員についてです。８月１７日に退院され、退院後は自宅療養、通院になるとのことです。なお、８月３１日まで欠席届が提出されていましたが、９月３０日までの欠席届が提出されました。

委員長（沢田 清）その他で何かありますか。

委員（石川英之）LINE WORKS のカレンダーの管理者は誰でしょうか。カレンダーに本日の全員協議会が載っていません。

局長（新美恭子）議会事務局が管理しています。今後改めてしっかりと管理していきます。

３．令和８年度協議事項について（資料４～、Ｐ４１～）

- ・委員会等の活動について
- ・議員の働き方について
- ・議会選出監査委員の是非について
- ・議会基本条例の検証について

委員長（沢田 清）協議題３に戻って協議します。資料４、４１ページから４６ページをご覧ください。決定に至らなかった事項は、項番２．①、③、④、⑨－１、項番３．①、②、③－１、④－１、項番５．項番６．です。委員長案を示してほしいとのことだったので、資料４－１が

委員長案です。しばらく休憩します。

午前 9時57分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（沢田 清）再開します。項番2.委員会等の活動、項番3.議員の働き方について、協議してきました。これから、議員報酬額、手当金額について各会派の意見を伺います。しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（沢田 清）再開します。決定したことをお伝えします。項番2.委員会等の活動について ①閉会中の調査（政策提言）のテーマについては、テーマを一つと明記しません。項番2.③議員の業務を常勤化としない。項番2.④委員会の開催を定例化しない、ただし、月に3回ほど開催する、と明記します。しばらく休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

委員長（沢田 清）再開します。項番3.議員の働き方について ①議員は常駐を原則としない、こととします。②通年会期とするか否かは、通年会期としない、こととします。

本日決定に至らなかった項番2.⑨－1正副委員長の手当金額、項番3.③－1議員報酬額（議長・副議長・議員）は、次回議員運営委員会で改めて協議します。しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時02分 再開

委員長（沢田 清）再開します。本日の各委員の意見を参考にいただき、次回9月3日の議会運営委員会にて正副委員長の手当金額、議員報酬額を

決定したいと思います。

委員（坂井美穂）議員報酬について公明党としての意見を申し上げます。

私たちは、議員報酬の適正化そのものを否定しているわけではありません。しかし、議員自身が自ら受け取る報酬について「いくらが適正か」を算定し、具体的な金額を決めていくことには賛同できません。

議員報酬は市民の税金から支出されるものであり、議員自身が直接利益を受けるものです。だからこそ、その適正額については、これまで通り、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、市民や有識者等からなる第三者機関に客観的に審議していただくことが適切だと考えます。

議会が行うべきことは、自分たちで報酬額を算定することではなく、半田市議会がどのような活動を行い、どのような成果を上げているのかを、報酬等審議会が適正に判断できるよう、客観的な資料として十分に示すことではないでしょうか。

事業評価、常任委員会の閉会中調査と政策提言、提言後の検証、特別委員会による調査・提言など、半田市議会が積み重ねてきた活動について、単なる開催回数ではなく、それによって市政がどう改善されたのかという成果まで含めて報酬等審議会に説明する。その上で、報酬等審議会に適正な報酬額を判断していただく。この手順が、市民に対して最も説明責任を果たせる方法だと考えます。

従って、公明党としては、本議会運営委員会において議長、副議長、議員それぞれの具体的な報酬額を算定することには賛同せず、これまで通り市長から報酬等審議会に諮問し、その答申を尊重することを求めます。

また、この問題は議員自身の処遇と市民の税金に関わる重要な事項です。公明党のこの意見を含め、各会派がどのような考えを示したのか、市民が後から確認できるよう、正式な会議録を残すことも併せて求めます。

委員（石川英之）我々が話し合っている内容は、我々が市長にお願いして、市長から報酬等審議会に示してもらうためです。報酬等審議会の答申は尊重すべきことだと思っています。

委員（中村和也）９月３日の議会運営委員会で結論を出すとのことですが、委員長が取りまとめたものを事前に示していただき、中身を精査した上で議会運営委員会に臨みたいです。

委員長（沢田 清）わかりました。今までの協議結果を事前にお示しします。

委員（渡邊昭司）この場で決まったことをすぐに議員提出議案として出すということではありません。石川県白山市のように報酬等審議会の答申とは違って、改めて議員提出議案として出した議会もあります。常滑市のように報酬等審議会に委ねない市町もあります。そういったやり方をして
いる市町があることを知っていただきたい。

委員長（沢田 清）正副委員長手当と議員報酬については次回決定します。

項番５．議会選出監査委員の是非については、意見が割れていました。慎重に議論したいと思います。しばらく休憩します。

午前１１時０８分 休憩

午前１１時１０分 再開

委員長（沢田 清）再開します。項番５．監査委員を議会としては選出しないことと
します。

項番３．④－１ 政務活動費運用指針について協議します。しばらく
休憩します。

午前１１時１０分 休憩

午前１１時１４分 再開

委員長（沢田 清）再開します。政務活動費運用指針は協議継続とします。項番６．
議会基本条例の検証は、先送りとします。

委員長（沢田 清）その他で何かありますか。

《 発言なし 》

《 散会 》